

「助成事業の概要」

1. 事業名

中国・サハリン残留日本人国籍取得支援事業

2. 事業目的

先の大戦末期に中国・サハリン残留を余儀なくされた日本人が祖国に帰還し、日本で新たな生活を開始するにあたり、より安定した生活基盤を築いていくために不可欠な日本国籍の取得を支援する。そのために戸籍の訂正の審判手続きを申し立て、代理人となる弁護士を付し、その費用を援助する。

3. 事業内容

(1) 内容

戸籍取得手続きに必要な弁護士に対する費用を援助する。

(2) 対象者

中国残留邦人及びサハリン残留邦人で戸籍の訂正を希望する者

(3) 実施方法

日本財団から受けた助成金と当財団の事業運営費をあわせ、日本司法センターに事業委託し実施するもの。

4. 事業目標の達成状況

2014年度の援助については、過去の実績数等を勘案のうえ5件を目標としてきたところ、戸籍訂正希望者の申請はなかった。

中国・サハリン残留日本人孤児の日本への帰国が年々減少しているが、今後も、既に日本に帰国したものの、未だ戸籍を回復していない者からの申請があると考えられることから、引き続き日本司法支援センターに委託し、支援を行いたい。

5. 前年度の援助実績

2013年度 4名